

社会福祉法人 樹陽会 行動計画

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取り組み内容及び実施期間

<目標>

男性職員の育児休業取得率を向上させる。子が出生した男性職員の内、30%以上の育児休業取得を目標として設定する。

<取り組み内容・実施期間>

令和4年4月～ 管理職へ職業生活と家庭生活の両立に関し研修を実施する。
職場と家庭の両方において、男女ともに貢献できる職場内の風土づくりの必要性等を管理職に対して意識を持たせるようにする。
男性職員へ面接を行い、男性の育児休業取得が進まない理由や原因等を把握する。

令和5年1月～ 研修終了の管理職を通じ男性労働者の働き方の見直しを図る。(勤務シフト、時間外・休日労働、有給休暇の取得状況等) 育児休業についての相談、要望等の確認を行う。
担当者の選任及び相談窓口を設置し、その内容を全職員へ周知する。

令和5年4月～ 男性職員の育児参画の推進を行うこととし、部下からの相談を受け付け、必要に応じ面接等を行い、職場と家庭の両方において、男女ともに貢献できる職場内の風土づくりを職場内に定着させる。
全職員への育児休業に関し法改正を含めた説明、周知を行う。
職員からの疑問・質問等に対応していく。

令和6年4月～ 1年ごとに、育児休業の取得実績、取得率、取得期間等の確認を実施する。

以上